

三木市

多文化共生推進プラン

概要版



三木市

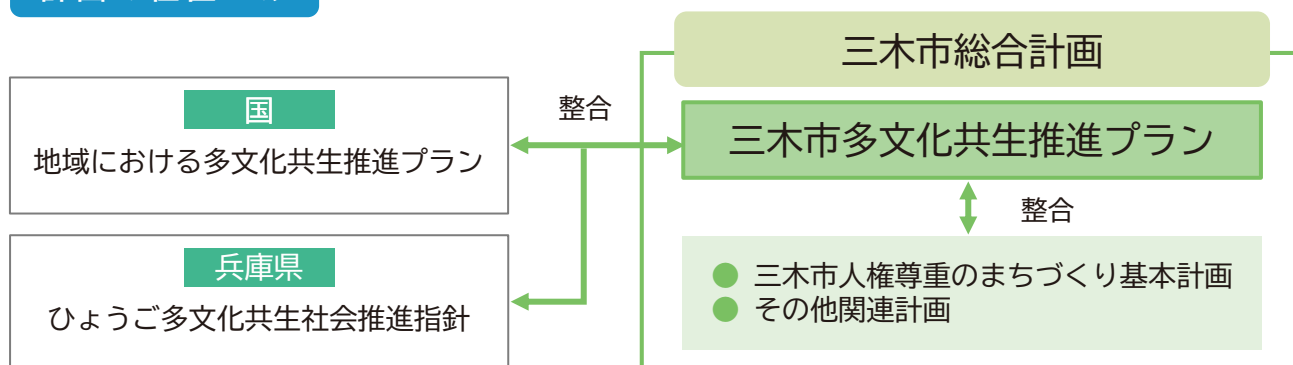
1 計画策定にあたって

平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正以降、日系人の入国が容易になり、グローバル化の進展と人の国際移動が活発化する中、外国人の定住化が進み、日本で生活する在留外国人数は年々増加しています。

本市においても、外国人住民の増加と多国籍化に伴い、日常生活、教育、就労など様々な課題が顕在化しており、外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、生活者、地域住民として認識する視点が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では多文化共生に対する理解の促進、生活支援等に取り組んでいます。日本人住民も外国人住民も、共にまちを創るパートナーとして、国籍や民族などを超えてお互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、「三木市多文化共生推進プラン」を策定します。

計画の位置づけ



本市は、令和5年（2023年）5月に内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。「SDGs未来都市」として、誰もが住み続けたいくなるまちの実現に向け、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを推進していきます

プランの期間

本プランは令和6年度（2024年度）を初年度とする5年計画です。

なお、社会情勢の変化や国の動向も注視しながら、関連計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)
三木市総合計画 基本構想 (R2～R11)						次期三木市総合計画 基本構想			
前期基本計画						次期前期基本計画			
三木市多文化共生推進プラン						次期プラン			

2

三木市の多文化共生を取り巻く現状

三木市の人口

本市の人口（外国人含む）は令和5年（2023年）で74,028人と年々減少しています。

三木市の外国人住民

本市の外国人住民は令和5年（2023年）で2,381人と、平成25年（2013年）から倍以上の1,412人増加しています。

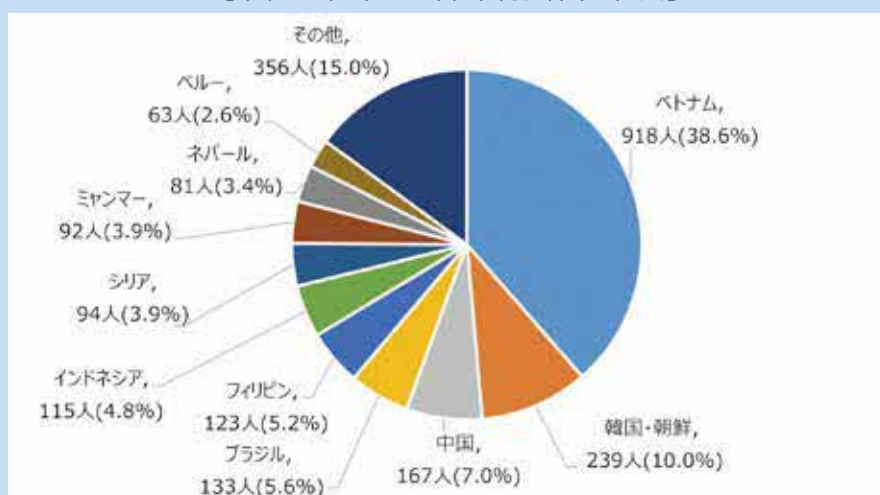
【外国人住民の推移】



国別にみると、令和5年（2023年）は「ベトナム」が918人で全体の38.6%と最も多く、次いで「韓国・朝鮮」が239人（10.0%）、「中国」が167人（7.0%）が続いています。

年齢別では、男女ともに20～34歳の外国人住民が多くなっています。

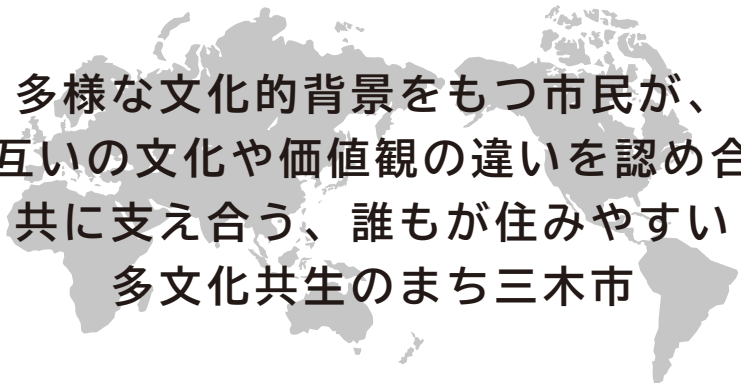
【令和5年（2023年）国別外国人住民】



また、外国人住民の増加に伴って、公立学校における外国人児童生徒数も増加傾向にあります。外国人児童生徒の6～7割が日本語指導を必要とする児童生徒となっています。

資料：三木市調べ（外国人住民数各年12月末現在・外国人児童生徒数令和5年5月1日現在）

基本理念（将来のあるべき姿）



多様な文化的背景をもつ市民が、
お互いの文化や価値観の違いを認め合い
共に支え合う、誰もが住みやすい
多文化共生のまち三木市

基本目標（5年後の姿）

基本理念を実現するための目標を次のとおり設定します。

基本目標1 地域コミュニケーションの活性化

基本目標2 安全で安心して暮らせる生活基盤の整備

基本目標3 多文化共生を推進する地域づくり

基本方針

目標を達成するためには、地域住民、各種団体、企業、行政などが共に連携し、推進していく必要があります。次の4つの基本方針を設定し、お互いの社会的役割、組織の強み、特性を活かした協力体制のもと施策を推進します。

- 1 コミュニケーションの活性化
- 2 生活基盤の整備
- 3 意識啓発と社会参画支援
- 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

4

施策の展開

1 コミュニケーションの活性化

1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

外国人住民が安心して暮らすために必要な行政・生活情報が入手しやすい環境を構築するため、様々なツールや媒体を活用するとともに、多言語化による情報提供の充実を図ります。

取組み方向

- ① 「やさしい日本語」・多言語、多様なメディアによる生活情報の提供
- ② 外国人住民の生活相談体制の充実

2) 日本語教育・生活オリエンテーションの推進

令和元年（2019年）6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、より多くの外国人住民が、本市で充実した生活を送りながら地域活動にも貢献することができるよう、日本語学習の機会と文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。

取組み方向

- ① 日本語教育の推進及び体制の整備
- ② 生活オリエンテーションの実施

2 生活基盤の整備

1) ニーズに合った教育機会の確保

本市では、外国人児童生徒が、市立の小・中・特別支援学校において日本人の児童生徒と同様に教育を受ける機会を保障しています。子どもや保護者の就学意識を高め、教育の重要性や日本の教育制度などの理解を深めることができるよう取組を進めます。

加えて、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや日本語学習機会の充実を図ります。

取組み方向

- ① 多言語による就学の情報提供・就学案内
- ② 日本語学習支援
- ③ 地域ぐるみの取組の促進
- ④ 進路指導・キャリア教育
- ⑤ 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進
- ⑥ 就学前教育・保育制度の周知・多文化対応

2) 働きやすい労働環境づくり

外国人住民の就業機会の確保や就労における課題解決に向けて、関係機関と連携し、情報提供等を行います。

取組み方向 ① 就業及び職場環境の整備

3) 緊急時・災害時の支援体制の整備

災害発生時に外国人住民が適切に避難できるよう、関係機関と連携して避難場所や避難方法等に関する情報の多言語化を進めるとともに、外国人住民の防災意識を高めるため、防災講座や各種訓練への参加を促進し、防災・災害対応に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。

取組み方向

- ① 外国人住民に関する防災対策等の推進
- ② 多言語支援のための応援体制の整備
- ③ 外国人住民の所在把握
- ④ 避難所における外国人被災者への対応

4) 医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供

医療や保健サービス等の制度は、外国人住民にとって理解することが難しいため、多言語化し、わかりやすい情報提供を行うことにより、外国人住民が安心して医療や保健サービスを利用できる環境整備を進めます。

取組み方向

- ① 医療機関における多言語対応
- ② 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

5) 子ども・子育て及び福祉サービスの提供

子ども・子育て、福祉サービス等の制度は、外国人住民にとって理解することが難しいため、多言語化などにより、わかりやすい情報提供を行います。

また、妊婦や高齢者、障がい者等の求めるサービスにつながるよう、外国人住民のライフサイクルに応じた相談体制の充実を図ります。

取組み方向

- ① サービス提供時の多言語による支援
- ② ライフサイクルに応じた継続的な支援

6) 住宅確保のための支援

仲介業者の情報や、住宅に関する習慣・システム等に関する情報を提供するとともに、多言語化を進めることにより、外国人住民への居住支援を行います。

取組み方向 ① 外国人住民に対する居住支援の推進

3 意識啓発と社会参画支援

1) 多文化共生の意識づくりと啓発活動

多文化共生の意識と国際感覚を醸成し国際理解を深めるため、日本人住民と外国人住民が交流するイベント等を通じて、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合える環境づくりを促進します。

取組み方向

- ① 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発
- ② 不当な差別的言動の解消
- ③ 多文化共生の場づくり

2) 外国人住民の社会参画への促進

地域社会の一員でもある外国人住民を、まちづくりの担い手として多様な場面で社会参画が果たせるような仕組みづくりを、地域や団体と連携しながら進めます。

取組み方向

- ① 外国人住民と日本人住民の橋渡しとなるような人材の把握・育成
- ② 外国人住民の地域社会への参画促進

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進

地域の活性化を通じて持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ります。また、急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図るとともに、国際化する社会に対応した人材育成に努めます。

取組み方向

- ① 地域活性化の推進

2) 国際交流の推進

本市が次世代を担う若者を対象に行う姉妹都市交流事業や、市民間の様々な交流事業への支援を通じて、市民の国際感覚の育成と国際交流の推進を図ります。

取組み方向

- ① 文化交流の促進
- ② 姉妹都市交流の促進

5

プランの推進に向けて

本プランの推進に「チーム三木」で取り組むため、「三木市総合計画」に即した各主体(地域住民、各種団体、企業、行政など)の役割を明確にするとともに、本市を構成する様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ連携・協働を積極的に図っていく必要があります。

そのため、市民一人ひとりが「三木市多文化共生推進プラン」の基本理念や基本目標を理解し、共有できるようホームページ等で公表し、市民に周知します。

本プランの進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより行います。

毎年度、進捗状況や目標の達成状況を整理し、「三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会」において評価することによって、計画の効果的な推進を図ります。

多文化共生を推進する各主体の主な役割

① 市民

国籍にかかわらず、共に地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解し尊重するとともに、地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められます。

② 自治会・市民協議会

地域の外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れ、住民同士の交流や助け合いを促す取組を行い、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。

③ 企業

労働関係法の遵守はもとより、外国人労働者の人権を尊重し、外国人労働者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めることが必要です。

④ 三木市国際交流協会

幅広い分野での取組を実施し、本市の多文化共生施策の展開で中核的な役割を担います。

⑤ ボランティア・NPO等

各団体が持つノウハウや情報、ネットワーク等、各活動団体の特色を活かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが望まれます。

⑥ 教育機関（就学前教育施設、小・中・特別支援学校、高等学校）

子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすとともに、外国人児童生徒に対して、就学の機会を逸することがないよう学びやすい教育環境づくりを進めることが必要です。

⑦ 市の役割

市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人住民を含む全ての住民が、同様に行政サービスを享受し、安心して生活することができるよう環境整備に努めるとともに、国際理解や多文化共生に関する啓発を行い、住民意識の醸成を図ります。

三木市多文化共生推進プラン（概要版）

発行年月日：令和6（2024）年3月

三木市市民生活部市民協働課

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号 Tel:0794-82-2000（代表） Fax:0794-82-2318